

感染性廃棄物について

「感染性廃棄物」は医療機関が責任をもって適正に処理を行う必要があります。処理業者に委託する場合でも、最終処分されるまでは排出事業者である医療機関にも責任があります。処理の確認は必ず行ってください。

表示等

収納容器にはバイオハザードマーク(図1)をつけるか「感染性廃棄物」と明記し、他の廃棄物と識別できるようにしてください。



(図1)

赤：液状又は泥状のもの（血液等）

橙：固形状の不燃物・可燃物（血液等が付着したガーゼ等）

黄：鋭利なもの（注射針等）、分別排出が困難なもの

保管する場所

ナースステーションや処置室等における保管容器には不用意に触れない工夫をしてください。

また、最終保管庫には注意事項を掲示し、関係者以外が立ち入ることのないように配慮するとともに他の廃棄物と区別して保管してください。

委託契約

収集運搬業者、中間処理業者それぞれと委託契約を交わし、契約書を保管してください。

事業者が特別管理産業廃棄物収集運搬業許可・特別管理産業廃棄物処理業許可を受けているかを確認するために、許可証の写しを受け取り、保管してください。

また、委託契約書及び添付された書面は、契約終了日から5年間保管してください。

※ 許可証の期限が過ぎた場合は、新しい写しを受け取ってください。

※ 電子マニフェストを導入している場合は加入証も保管しておいてください。

電子マニフェスト

電子マニフェストを導入している医療機関は、感染性廃棄物を収集運搬業者に引き渡した日から3日以内に登録を行ってください。

※ 情報処理センターから送られる通知により、廃棄物の運搬・中間処理・最終処分の終了をその都度確認してください。

※ 特別管理産業廃棄物を年間50トン以上排出(前々年度の発生量が基準)する事業者は、電子マニフェストの使用が義務付けられています。

紙マニフェスト

感染性廃棄物はマニフェストを作成の上で引き渡します。

引き渡し後、B2票、D票、E票の返送を受けて適正処理を確認した上で、A票、B2票、D票、E票の4枚をセットにして5年間保管してください。

A 票 - 医療機関からの排出を確認する票

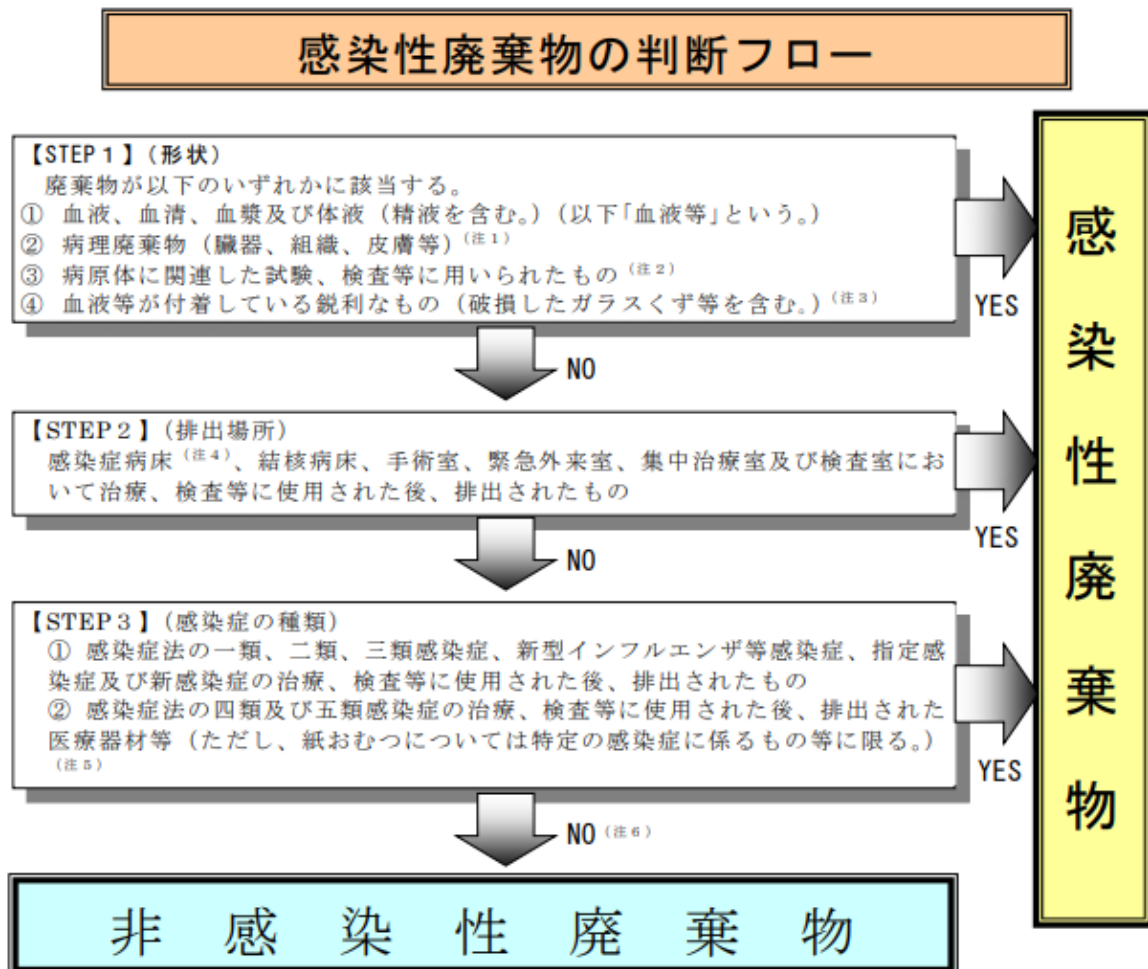
B 2 票 - 中間処理業者への搬入完了を確認する票

D 票 - 中間処理完了を確認する票

E 票 - 最終処分完了を確認する票

感染性廃棄物の判断基準

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」
 (令和7年4月 環境省 環境再生・資源循環局)
<https://www.env.go.jp/content/900534354.pdf>
 より抜粋



- （注） 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
 ・ 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
 ・ 血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）
- （注1） ホルマリン固定臓器等を含む。
- （注2） 病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等
- （注3） 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等
- （注4） 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床
- （注5） 医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿、マスク等）、紙おむつ、標本（検体標本）等
 なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ（参考1参照）は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。
- （注6） 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

【感染性廃棄物の処理に関するお問い合わせ先】
 北九州市環境局 環境監視部 産業廃棄物対策課
 （電話：093-582-2177）